

農林水産省と同時発表

発表日 令和4年12月28日

担当課：農林水産部畜産課
直通電話：092-643-3498
内線電話：3990
担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の疑似患畜の遺伝子解析及びN A 亜型の確定について

糸島市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の疑似患畜については、遺伝子解析の結果、同病の「患畜」であることが確認されました。
また、ウイルスのN A 亜型については、H 5 N 1 亜型であることが確認されました。

1 概要

(1) 糸島市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ（2例目）の疑似患畜について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

(2) また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、N A 亜型が判明し、H 5 N 1 亜型であることが確認されました。

【報道機関へのお願い】

- ・国内ではこれまで家きんの卵や肉を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れもあること、また農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いします。
- ・今後も、本件に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いします。